

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟前橋地裁判決について

2025年(令和7年)6月11日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟群馬原告団

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟群馬弁護団

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO!全国争訟ネット

本日、前橋地方裁判所民事第1部合議係(小川雅敏裁判長)は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件において、各処分の違法性を認め取消するという原告ら勝訴の判決を言い渡した。

本裁判は、群馬県内の生活保護利用者10名(2014年提訴時)が、高崎市、伊勢崎市、みどり市、沼田市、桐生市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下を理由とする保護変更決定処分(生活保護費引下げ)の取消を求め、国に対しては国家賠償を求めた裁判である。

全国29地裁に提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した地裁判決は全部で19件ある。前橋地裁判決が地裁判決では最後の判決となった。高等裁判所における判決は、12件あり、高裁における原告ら勝訴は7件である。

本判決は、「デフレ調整」について明確に国の違法を認定した。つまり、統計等客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見等の整合性の有無から見て、厚生労働大臣の判断過程及び手続に明らかな過誤、欠落があり、裁量権の範囲逸脱・濫用があり、保護基準改定が生活保護法3条、8条2項に違反し、違法であると判断したものである。

本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めたものである。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条の趣旨に沿う判決である。

一方で、本件裁判中に2名の原告が亡くなった。亡くなった原告らの冥福を祈ると共に、全ての原告が生存している間に解決できなかったことは、極めて遺憾である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム(国民的最低限)として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を改めて明らかにした判決である。

今回の生活保護基準引き下げは、生活保護費10%削減という自民党の選挙公約を実現する目的でなされたものである。国側の根拠だった4.78%の物価下落はその根拠が崩れ、国は途中で主張を変遷させるに至った。このことから、生活保護基準引下げには十分な根拠が存在しなかったことが分かる。

同種事件の一部は既に最高裁判所で審理が行われており、判決が予定されている。私たちは、最高裁により、国の手続の違法性が確定するものと確信している。

私たちは、被告らに対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、国に対しては、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上